

平成 30 年度戦略的 MICE 誘致促進事業
「沖縄県 MICE 開催実態調査(平成 30 年版)業務」
企画提案コンペ応募要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、沖縄県及び一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（以下「OCVB」という。）において実施する「沖縄県 MICE 開催実態調査(平成 30 年版)」に係る業務について、企画提案コンペティション（以下「本コンペティション」という。）を行うために必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 本事業は、今後の本県における MICE 施策推進の指針となる基礎資料とするため、本県の MICE 開催の実態を把握することを目的として実施する。

(用語の定義)

第 3 条 本事業における「MICE」とは、企業等の会議 (Meeting)、企業等の行う報奨・招待・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体や学会等が行う国内・国際会議 (Convention)、展示会・見本市(Exhibition)、イベント等(Event)に該当する催事のことを指す。

(委託業務の概要)

第 4 条 本事業で委託する業務の概要は以下の通りとする。

- (1) 調査対象 沖縄県内の MICE 受入施設及び手配受入関連事業者
- (2) 対象期間 平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日（1 年間）の開催分
- (3) 業務内容 別添「企画提案仕様書」を参照すること。
- (4) 委託予算規模 4,000,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(応募資格)

第 5 条 本コンペティションの参加資格は、以下の各号をすべて満たす企業または団体（以下「企業等」という。）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 企業等の役員に、次のいずれかに該当する者が含まれないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていないまたはその執行を受けることがなくなる日を経過していない者
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に定める暴力団員もしくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者
- (3) 前号③に該当する者の統制の下にない企業等であること。
- (4) 沖縄県内に本社、支店または営業所を有する企業等であること。
- (5) MICE に関する知見を有し、かつ本事業の内容を的確に実施する能力を有すること。
- (6) 本事業を運営するにあたり、正副 2 名以上の専任の担当者を割り当て、必要に応じて OCVB と速やかに連携を行う等、本事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。

2 本コンペティションは共同企業体による応募も可能とする。この場合、以下の各号をすべ

て満たすことを要する。

- (1) 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- (2) 共同企業体を代表する事業者は、前項第 4 号に掲げる要件を満たす法人であること。
- (3) 共同企業体を構成するすべての事業者が、前項第 1 号から第 3 号に掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (4) 共同企業体を構成する事業者のうち 1 以上の事業者が、前項第 5 号に掲げる要件を満たす者であること。

(手続きおよび日程等)

第 6 条 企画提案の応募に係る手続き及び日程は以下の通りとする。

(1) 応募資料の配布期間及び場所

- ① 配布期間 平成 30 年 7 月 2 日 (月) から 7 月 24 日 (火) 正午まで
- ② 配布場所 ウェブサイト「おきなわ MICE ナビ」からのダウンロード
※おきなわ MICE ナビ URL <http://mice.okinawastory.jp/>

(2) 本コンペティション参加申し込み

- ① 申込方法 企画提案コンペ参加申込書 (様式第 1 号) に必要事項を記入・押印の上、原本を下記提出先まで郵送または持参にて提出すること。
- ② 提出先 〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2 階 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 受入事業部 MICE 推進課 (担当: 金城、安田、内海)
- ③ 申込期限 平成 30 年 7 月 12 日 (木) 正午まで

(3) 企画提案応募に係る質問の受付及び回答

- ① 質問受付 質問書 (様式第 2 号) に必要事項を記載した電子ファイルを下記受付先へ電子メールにて送信する方法のみ受け付ける。電話、FAX その他の方法では受け付けない。
- ② 受付先メールアドレス mice@ocvb.or.jp
- ③ 受付期限 平成 30 年 7 月 11 日 (水) 正午まで
- ④ 質問回答 ウェブサイト「おきなわ MICE ナビ」に回答を掲載し公開する形式で行う。ただし、企画提案の内容に関係するものと認められる質問には回答しないものとする。

(4) 応募書類の提出期限及び提出方法

- ① 提出方法 次条に定めるすべての書類を下記提出先まで郵送または持参にて提出すること。
- ② 提出先 〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2 階 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 受入事業部 MICE 推進課 (担当: 金城、安田、内海)
- ③ 提出期限 平成 30 年 7 月 24 日 (火) 正午まで

2 前項第 2 号に定める参加申込書を提出した後に本コンペティションへの参加を辞退する場合は、参加辞退申請書 (様式第 4 号) を提出しなければならない。

(応募書類)

第 7 条 本コンペティションの企画提案応募に際し、提出する書類は以下の通りとする。なお、第 1 号から第 7 号に掲げる書類は各 5 部提出すること。

- (1) 企画提案書 (様式第 3 号)
- (2) 企業等の概要 (任意の書式)

なお、共同企業体による応募の場合は、構成する企業等全ての概要を提出すること。

(3) 委託業務実施体制表（任意の書式）

委託業務の実施に携わる担当者の所属企業等、氏名及び担当業務の一覧を記入すること。また、構成する各企業等の役割を明瞭に記載すること。

(4) 類似案件の実績表（様式第3号）

構成する企業等ごとに、過去5年以内に実施したすべての類似案件実績を示すこと。なお、類似案件の実績が無い場合は、その旨を記載すること。

(5) 企画提案書

別添の仕様書に示した内容に基づいて企画提案書を作成し、提出すること。なお、仕様書は本事業の実施内容の目安を示したものであるため、応募者は要求された仕様の実現方法及び提案内容を明瞭簡潔に記載すること。また、企画提案書の作成にあたっては、以下の様式および項目をすべて満たすことを要する。

① 様式及び枚数 A4判横置き、片面印刷、長辺綴りの形式で20枚以内とする。なお、製本等は行わず、長辺2か所をパンチング等により綴ること。

② 仕様書「4 調査内容」に記載されている内容を満たすこと。

③ 業務の工程表を記載すること。

(6) 提案概要書（任意の書式）

前号に定める企画提案書の内容をA4判横置き1枚にまとめた概要書を作成し提出すること。

(7) 実施予算見積書

委託業務に係る人件費、素材費及び機材費等について、所要経費の見積書を作成すること。なお、金額の単位は円とし、合計金額には消費税（8%）の額を含むものとする。

- 2 前項に掲げる書類（以下「応募書類」という。）の作成等に関する費用は、応募者の負担とする。
- 3 提出された応募書類は返却しない。
- 4 応募書類に不備または不足がある場合は、次条の審査において減点の対象となる。
- 5 応募書類の提出後は、記載された内容の変更及び追加は認めない。ただし、OCVBが求める場合はその限りではない。
- 6 提出された応募書類について疑義があると認められるときは、OCVBは応募者に対し、疑義の照会を行うことがある。
- 7 応募書類に虚偽の記載をした場合には応募を無効とし、今後OCVBへの企画提案を受け付けないものとする。

（審査）

第8条

本コンペティションにおける審査は、企画コンペ審査会によるプレゼンテーション審査を行う方法で実施する。ただし、4者以上の応募があった場合は、事前の書面審査によりプレゼンテーション審査を行う応募者を選定するものとする。この場合において、プレゼンテーション審査の日時及び場所は選定した応募者のみに通知する。

- 2 審査にあたっては、提出された企画提案書、実施予算見積書等の応募書類に対し、別添仕様書に示した要件及び業務遂行にあたっての効率性、実施体制、見積金額等を以下の基準に照らし総合的に判断するものとする。

(1) 本業務の趣旨を理解した上での調査方法となっているか。（業務実施内容）

(2) 調査において、回答率を上げるための工夫がなされているか。（調査手法）

(3) 収集した情報の取りまとめ、分析を行うための手順や方法等について効果的な工夫が提案されているか。（企画内容）

- (4)実施内容及びスケジュールを踏まえた実現性のある実施体制になっているか。(実施体制)
 - (5)見積額が予算の範囲内であり、かつ適切であるか。(見積額)
 - (6)過去の類似案件実績。(過去実績)
- 3 審査の結果は応募者に対してのみ通知する。

(契約の締結)

- 第9条 前条の審査を経て契約予定事業者(以下、「予定事業者」という。)が選定された後は、OCVBが作成した別添仕様書、予定事業者が提出した企画提案書及び実施予算見積書の内容に基づき、双方協議の上で委託業務仕様書及び委託額を決定し、業務委託契約を締結する。
- 2 前項の協議において、OCVBと予定事業者との間における委託業務仕様や委託額等が合意に至らなかった場合は、当該予定事業者はその地位を喪失し、前条の審査における次順位の事業者を新たな予定事業者として選定し、前項の協議を経て契約を締結する。

(再委託)

- 第10条 本事業の実施にあたり、前条の定めにより業務委託契約を締結した事業者(以下、「契約事業者」という。)は、OCVBの事前の承認なく、委託業務の全部または一部を第三者に委託(以下、「再委託」という。)してはならない。なお、OCVBが再委託を承認した場合において、再委託を行う企業等は、第5条に定める応募資格を満たしていることを要する。

(事業完了時の提出物)

- 第11条 契約事業者は、事業完了時に、別添仕様書に定める成果物のほか、OCVBが指定する証憑書類(支払いを証明できる書類の写し等)を提出しなければならない。

(免責事項)

- 第12条 本業務の履行において事業者間で発生した問題に対し、OCVBは一切関与しない。

(雑則)

- 第13条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県とOCVBが協議して決定する。

(附則)

- この要綱は、平成30年6月26日から施行する。